

水戸家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

1 開催日時 平成26年6月5日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

青木雅弘，阿久津正晴，井坂幸雄，桑名昶光，志田洋，澁谷輝一，関根亮，藤澤順子，古谷博，牧野恵美子，三輪壽二，森田冴子，森田多美子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 金子隆男，首席書記官 木村史郎，事務局長 宮下一次，次席家庭裁判所調査官 芦澤政子，次席家庭裁判所調査官 横田眞由美，次席書記官 鈴木隆光，事務局次長 後藤健司，総務課長 田中一男，会計課長 沼田英一

4 議事

(1) 今回のテーマ「水戸家庭裁判所における危機管理について」

(2) テーマについて意見交換をした概要（委員，事務担当者）

委員の方から事前に頂いたアンケートによりますと，来庁者の安全に関する事柄，特に来庁者に対する加害行為の防止や災害対策について関心が高かったことから，この2つのテーマを軸として議論を進めていきたいと思っております。具体的には，来庁者や職員に対する加害行為の防止に向けて裁判所が取り組むべき事柄と災害対策及び被災下での裁判所の業務継続のあり方について，皆様から意見を頂きます。

アンケート結果では，「庁舎入口での金属探知機によるセキュリティチェック」，「来庁者の受付の義務化」や「来庁者への可能な範囲での入口でのチェック」を提案頂いています。また，玄関付近への警察官臨時立

寄所等ステッカーの設置といった点についても紹介を頂いています。

裁判所に入った後の問題については、来庁者及び職員の被害予防のため、「警察直結の防犯ブザー等の通報装置の設置」、「防犯用カメラ及び携帯用録音機の設置」の提案を頂いています。その他、裁判所内のパトロールについての提案も頂いています。

ゲート式金属探知機を常時利用した警戒態勢を維持するには、民間の警備員を配置するなどの対応も視野に入れる必要もあり、なかなか難しい面があります。入庁時に氏名、用務等の確認をすることについては、裁判の公開の観点も考えると、設備の面及び人員の面から相当程度の負担になります。

もっとも、家庭裁判所においては、民事事件や刑事事件を取り扱う地方裁判所とは異なり、公開されている事件は、原則、人事訴訟事件のみであり、非公開の事件が多いことから、傍聴等の目的で来庁されるという方は余り多くありませんので、家庭裁判所の来庁者の氏名、用務等の確認をするということは可能であるようにも考えられます。

ただし、水戸家裁の庁舎は、出入口が2か所あり、水戸地裁と渡り廊下で繋がっています。すべての出入口を警備することはできませんので、出入口を正面玄関等に集中させる必要があります。そうなりますと、来庁者は家裁の正面玄関に回らなければならないこととなり、来庁者に負担をお掛けすることになります。また、家庭裁判所ですから、手続を教示してもらおうと来庁する方の中には、来庁したこと自体を公にしたいかと思わない方もいるのではないかと思いますので、氏名、用務等を明らかにしなければ庁舎に入れなくなると、家庭裁判所の利用をためらう要因になりかねません。さらに、所持品のチェックになると、プライバシーに対する配慮も必要になるため、この点についても意見があるかと思えます。

根本的な問題として、どのような裁判所が利用しやすいのかという理念の問題があります。「開かれた裁判所」という考え方がありますが、一方で、利用する上では、「安全な裁判所」でなければならない要請もあります。場面によっては、「開かれた裁判所」と「安全な裁判所」とが衝突するということも当然考えられますので、どの辺で調和させるべきか、裁判所を運営する側として常に考えているところです。

検察庁では家事事件絡みでの告訴が結構あります。例えば、遺産分割をめぐって相手方当事者が裁判所に嘘の主張や立証をして有利な審判を受けたことが訴訟詐欺だとして告訴があった例があります。また、子どもの親権をめぐって、一方当事者が相手方から子どもを連れていったことを誘拐だとして告訴があった例もあります。このように、家庭裁判所の手続のみで終わらずに、刑事事件として告訴される方もいて、そのような方から話を聴きますと、内容が深刻化しており、相手方も強硬で自分の主張を譲らないことが多いと感じています。

そういう実情を見ますと、検察庁だけではなくて家庭裁判所内でもこのような興奮した当事者の方同士のトラブル、深刻な場合には、殺傷事件のようなものが起きるリスクというのも結構高いのではないかと思います。そういう意味では、入口や玄関で金属探知機によるチェック等を強化した方がよいのではないかと思います。

また、検察庁の入口には警備員が立って、金属探知機や刺股を常備していますが、最近では、録音録画の機器が巧妙化していて、例えば、ボールペン型、ネクタイピン型、カフスボタン型、そのような録音録画機器を持ち込んでくる方が結構います。このように、見た目だけでは何か危険物や不審物を持っていると判断しにくいことがあります。そういう意味でも、入口での所持品を含めたチェックをしっかり行った方がよいのではないかと感じます。

検察庁では、来庁者が当事者や関係者に特定されており、そのような方でない場合には、来庁を遠慮願いたいというスタンスかと思いますが、裁判所はそのような訳にもいかないものですから、非常に難しいところです。

新聞社では、開かれた新聞社とは謳ってはいますが、やはり苦情を持った人が来たりしますので、現在では受付で全員チェックを受けていただき館内に入らせていただいています。さらに、受付前にはテーブルと椅子を用意しており、そこへ社員が出ていって対応するようなこともあり、受付で制止する対応をしていますので、基本的には不審者を社内に入れないこととなります。裁判所でこのような対応ができるか分かりませんが、ただ、受付で名前と行き先程度は書いていただいた方がよいのではないかと考えます。

県内の産婦人科では、以前、乳児を連れ出す事件がありました。そこで、防犯カメラを多数設置したり、防犯カメラの設置表示を大きくしたりして、こうした事故をある程度予防できるのではないかと考えています。また、目に見えない防犯という意味では、ウイルスやインフルエンザが流行しているときに新生児に感染してしまわないように、注意情報がある場合には、面会人を制限したり、入院患者には予防接種をしたりしています。また、温度センサー付きの防犯カメラを設置したいとも考えています。

加害行為を想定していない方が裁判所に入った後、何らかの感情の変化により加害行為をする方となることも考え得るかと思いますが、こうした変化の可能性を事前に見抜くのは難しいことですので、庁舎へ入った後、加害行為をするような感情を持たせないような対応が必要と感じます。

一般の方が傍聴しようと来庁したのに、氏名や用務を尋ねられると、

消極的な気分になってしまうのではないかとと思いますが，問題が発生してから対応するのでは遅いですから，防犯カメラを多数設置することがよいのではないかと考えます。

当施設では，やはり受付の際に住所や氏名，用件を書いてもらっています。これは，統計のために行っている面もありますので，利用される方に理解していただいているところです。施設内は，防犯上の関係もありますので，玄関以外からは人が入れないようにしています。玄関も，入る際には入口の自動ドアから普通に入れますが，出るときには中で職員が機械を操作しないとドアが開かないようにしています。これは，仮に施設内で加害行為があった場合に逃走されるのを防止するためです。

来庁者や職員自身の身を守るという観点から，職員の方が護身術のような訓練を行う機会があってもよいのではないかと感じました。また，来庁者をセキュリティチェックするという意味ではなく，統計資料のために受付を通るということがあってもよいと思います。

調停委員として調停に携わっておりますが，先程から録音のことも話題に出ています。自分の調停をブログに何月何日，調停にて調停委員がこんなことを発言したと公表されたり，例えば，そういったものが文字だけではなく音声で公表されることになれば，調停への不信感が拡散してしまいます。機器は手のひらで隠れるほどのものなので，録音は禁止されていますと当事者へは説明しますが，完全に防ぐことは困難だと思っています。

危機管理や安全管理を考えるにあたっては，必然的に起こるものと偶発的に起こるものがあります。おそらく，偶発的に起こるものというのは，けんかや暴力を振るわれるような場合が多く，そのときは止めようがありません。事後的に対応するしかないため，身を守ることや落ち着かせることしかありません。一方，必然的なパターンというのは，来

る以前の段階から加害行為をしようという気持ちがありますから、予定の行動として来庁しているわけです。その必然的なパターンで起きるものと、偶発的に起きるものを分けて考えることが必要です。

偶発的に起きるものに対しては、身を守ることや警報ブザーを押すことしか方法がないので、応援が来るまで何とかその場を保たせなければならぬこととなります。偶発的に起きる場合というのは、さまざまな器具を備え置いても、装備しているわけではないですから、自分の身をもって何とかする以外に手段がないこととなりますから、これは止められないだろうと覚悟することもあります。例えば、調停中にカッとなって何らかの行為に及ぶような場合には、ナイフ等は持ってきていないことが想定されますので、当事者同士の距離をとるなどして、とにかく行為に及ぶまでの時間を稼ぐという対応になります。このような対応をとる場合、1人が止めに入る、もう1人が警報ブザーを押すというような役割分担をすることになるだろうと思います。そういう意味では、偶発的に起きる場合の予防策を考えようとするれば、そこで対応する職員の人数を複数化するしか手がないと考えます。

それに対して、必然的に何か持ってきて危害を加えようと考えている人は金属探知機で入庁を拒否するわけですが、その場でカッとなってしまふパターンと、裁判が終わった後、ふつつつと腹が立って、裁判所外で何らかの加害行為に及ぶようなパターンがあると思います。そのような場合、例えば、相手方の職場等で何らかの危害を加えよう考えることもあるかと思います。この点、病院では必ず受付をしますが、そこで必ず人を介するため、一拍置くことによりひるむということがあります。他方、誰からもチェックが入らずに来庁する状態というのは、興奮した状態のまま入庁してしまうということになります。このため、受付でチェックするような、人が関わる作業があれば、必然的に事を起こそうと

する方は様子を見ていれば分かる部分もありますので、一定の抑止が可能なのではないのでしょうか。例えば、裁判所から退庁した後、腹が立って再び来庁し、職員に対して話を蒸し返すようなことは、幾つか数を減らすことができるのではないかと思います。このような理由から受付のチェックをした方がよいのではないかと考えています。建物に入る前のチェック、入った後のチェックという視点ではなく、加害行為が起きる必然性があるのか、それとも偶発的に起き得るのかという視点からチェックすることになります。

その意味では、事案によってどの程度の割合で加害行為が起きていて、どのような防止策を講じなければならないのかを検討する必要があります。すべての事案となると、「利用しやすい裁判所」という側面から問題であるため、頻発して起きるものについては、何らかの対応策を講ずることになります。視点としては、必然的な流れとして起きているのか、それとも偶発的に起きているのかを区別する必要があると感じました。

必然的なケースについては、特に家裁の場合、調停でも何回も続くときがありますので、前回の様子を参考にしながら、あるいは、他からの情報を得て、セキュリティのレベルを上げていこうという取り組みをしております。また、事態が起きたときには、当事者の安全を守るため、とにかく回避すること、身を守ることを第一に考え、その取り組みをしています。

「開かれた裁判所」と「安心できる裁判所」をどう調和させるかは、一番難しいところだと思うのですが、受付のチェックは、やはりあった方がよいと思っています。一般的に、初めて裁判所に来庁する方は、手続教示を受けたいのか、調停等の手続に来ているのか、戸惑っていて、不安な気持ちで来庁されていると思うのです。そのような意味で、案内係のような窓口を設け、必ず1人は対応できるようにするとともに、チ

チェックは名前を書きいただく程度、用務はある程度類型的なものを並べて選択肢のチェックをしてもらうような、簡易な方式で行うことが考えられます。このような方法をとることで、案内がスムーズとなり、チェックをすることで、かえって「開かれた裁判所」としてのイメージを持っていただけるのではないかと考えています。

私たちの事務所では、いつも玄関は開いており、知らない方、さまざまな方が出入りしています。私的な機関というのはそのようなところがあり、さまざまな方が来るので、悪いことをしようと考えていても、玄関が開いているので、人の目もあり、入りにくいと思います。事務所に2人ぐらいで仕事をしていて、玄関を閉めておく方が逆に怖いと感じます。裁判所と同一にはできないと思いますが、さまざまな方の目があることで守られていると感じています。

人事訴訟や調停を主宰して思うのは、やはり予防と早目の察知というのが何より大事だなと感じています。法廷においても、例えば、離婚訴訟の当事者で、危険がありそうだという話になれば、事前に警備計画を立てるわけですが、それも事前の情報があつてのことです。

そのような事態に陥らないのがそもそも望ましく、人事訴訟の前には調停が必ずありますので、その段階で危機状況に陥らないような対応ができれば一番いいと思います。理想論かもしれませんが、そういったところから当事者へ対応することが大事だと感じています。

話題を異にしまして、平成23年3月11日の東日本大震災については、皆様の記憶にも新しいことかと思えます。本日は、当時の裁判所の被害状況について説明するとともに、当時の経験を踏まえて、震災等の災害時に裁判所がどのような業務を行っていくかについて説明します。

庁舎の耐震工事は済んでおり、建物の構造上の問題は生じませんでした。ただ、法廷の天井が損壊したり、大会議室の天井の照明や空調の吹

出口が落下したり，本館と新館の渡り廊下が損傷で通行できなくなることがありました。建物の機能としては何とか使用に耐え得る状況でしたが，本館では断水がしばらく続きました。

この当時の裁判所の執務状況ですが，震災翌週，3月14日（月）には少年の身柄事件や，その他に急を要する事件だけを審理することにして，その他の家事事件等については，その週の全ての期日を取り消すことにしました。

3月16日（水）には，東京高等裁判所の調査により，建物の構造的な安全性が確認されたため，庁舎の利用が可能となりました

この間，登庁可能な職員が登庁して，裁判期日の取消しや変更の連絡に奔走して，また，地震によって散乱してしまった事件記録の整理，裁判事務の再開に備えていました。しかし，常磐線を初めとする鉄道路線は，3月18日（金）に取手駅と土浦駅間が復旧しましたが，土浦駅以北については運休したままであり，ガソリンの需給が逼迫した状況で，当事者の方々が裁判所に来庁することも非常に困難な状況が引き続いていました。

そういう状況でしたので，3月18日（金）には，翌週についても家事事件等を行わない旨，報道発表することとなりました。職員についても，自宅や保育施設等が被災して登庁すること自体が困難であった職員が数多く，登庁した職員も裁判所近隣の職員宅に泊り込んで執務に当たる等してしていました。

その後，ガソリン等の需給状況も改善して，常磐線も3月31日（木）から土浦と勝田の間の復旧が見込まれたことから，3月28日（月）の週からは，期日指定済の家事事件について，実施可能な事件から行うことにして，原則，4月1日（金）以降は指定期日どおりに事件を行うことになりました。

この震災の前から裁判所では業務継続計画というものを検討しており、災害時であっても司法サービスを提供できるようにということを検討していました。しかし、この震災で、さまざまな点でより具体的に検討しなければならないことが明らかになりましたので、震災で学んだことを踏まえて、震災発生時の対応等について、以前よりも具体的に行動規範を定めるに至っています。

現在の業務継続計画では、災害発生時に来庁者に対して、どのようなメッセージを伝えるか、その後の来庁者の方の避難誘導をどういった役割分担で行うかなど、具体的な行動手順を定めています。また、災害備蓄整備を改めて定め、災害時の業務継続、再開に関する基本的な方針も定めています。

この災害時の業務継続、再開に関する基本的な方針がどのようなものか説明します。まず、災害時には人的資源も物的資源も不足します。それが今回の震災ではっきりしましたので、優先して行う業務を切り分けて、この優先業務に人的、物的資源を集中させることとして、その後、状況を踏まえて段階的に業務を再開するということを考えています。

具体的には、災害時の治安維持等に必要な令状発付機能については最優先で事務処理態勢を確保するように手当てをしています。その他、家庭裁判所の関係では、少年事件の身柄に関して、観護措置で鑑別所に入っている少年や、少年を民間の方にお預けして様子を見るという補導委託をしていることもありますので、そうした少年の安全に関する事項については優先して対応することになります。それから、その他の家事審判事件や家事保全事件等の緊急に処理しなければならない事件については、優先して事務処理態勢を確保することになっています。

さらに、間もなく成人になる少年事件については、急いで審理しなければならないなど、段階的に事件処理を再開していくに当たっては、優

先順位の高いものから再開していくことになります。

こうした事件を処理するための執務環境を確保していく必要がありますので、災害用の備蓄のほか、書庫等の耐震補強等を行い、震災時でも速やかに最低限の執務環境が確保できるような配慮もあわせて行っております。職員の確保ですが、地震の際の安否確認方法を整理して、短時間で確実に職員の安否が確認できるようにすることや、交通機関の途絶等の事情によって職員が職場に登庁できなくなる場合に備えて、裁判官以外の家裁調査官、書記官、事務官については、最寄りの裁判所に登庁して執務を行うこともできるように、災害時に登庁可能な裁判所を事前に調査して登録しています。

このように業務の継続・再開計画を見直しているところですが、その一部については、今後も引き続き見直しを行っていく予定です。

委員からの質問の中で、新型インフルエンザが蔓延した際には、裁判所はどのように対応するのかという質問がありました。基本的な考え方は震災時と同じです。そのときの状況に応じて、優先順位に従って継続すべき業務と中断すべき業務とを切り分けて、継続すべき業務に人的資源を投入していくということで対応していきます。

公共交通機関で新型インフルエンザに感染してしまうというリスクを考慮すると、震災時に交通機関が途絶した場合と同じように、業務に当たる職員の確保が問題になってきます。こうした場合には、感染リスクが比較的少ない徒歩や自転車で登庁可能な庁に登庁させるといった対策を講じることが考えられます。この点でも、震災のときの交通途絶の場合の対応と同じような形で、職員を確保するということが考えられます。

昨年流行した新型インフルエンザについては、将来的に強毒型のインフルエンザが蔓延した場合に、かなり注意しなければならないと感じました。そのために、ワクチンの接種の優先順位まで決められているとこ

ろですが、裁判所の職員の方については、優先順位が高いであろうと思います。

裁判所の備蓄については、庁舎の耐震構造が確認されていますので、安全が確認された部屋を用いて、一時的な避難所を設けるということが考えられます。その場合に備えて、一定程度の水、食料、そのほかに毛布が500枚、簡易トイレが1500個、使い捨てカイロが約1400個といった、基本的な災害の備蓄を行っています。

東日本大震災のときには、まさに調停中でした。調停室にいたのですが、地震の大きな揺れの合間、調停委員2名と当事者で机の下に避難しました。揺れが治まるまでかなり長かったのですが、ようやく揺れが治まったら、即座に職員の方が来られて、まず当事者を建物の外に避難するように誘導しました。次に、事件記録、書類等をすぐに書記官室に持ってくるようにということで、急いで、書記官室に運びました。さらに、私たち調停委員に対して、身を守って駐車場へ退避するように指示がありました。その辺りがあつと言う間の出来事で、とても迅速に行われていました。次の調停のときに、その調停で一緒だった当事者がお見えになったときに、お陰で誰よりも早く退出することができて、道路の渋滞に巻き込まれることもなく帰宅できてよかったという感謝の言葉を頂きました。

私ども調停委員も、職員の方の迅速な指示に助けられたということがあり、かなり訓練されていると感じました。

委員の皆様方には貴重な意見、有益な提言を頂きまして、ありがとうございました。今後このような問題を議論する際には本日の意見が必ず役に立つと考えています。

以 上